**認可地縁団体の規約作成上の留意事項**

自治区等の規約を作成・見直しされる際に、ご活用ください。

|  |
| --- |
| **必須事項**規約には、次の事項が必ず規定されていなければなりません。①目的　②名称　③区域　④主たる事務所の所在地　⑤構成員の資格に関する事項⑥代表者に関する事項　⑦会議に関する事項　⑧資産に関する事項＜地方自治法：第260条の2第3項＞ |

|  |
| --- |
| 規約例 |
| 【説明】 |

※認可地縁団体の規約として地方自治法に規定があるものについては、根拠条項等を記載しています。＜法＞とは地方自治法を指します。

|  |
| --- |
| ○○町自治区規約 |
| 【説明】①「自治区」ではなく、「自治会」「町内会」など小さな単位で認可している事例もあります。以下の条文は、自治区で統一して表記していますが、自治会等に読み替えてください。 |
| 第1章　総　則（名称）第１条 この自治区は、○○町自治区（以下「自治区」という。）と称する。 |
| 【説明】①認可地縁団体の名称には、地方自治法上の制限はありません。通常使用している名称を用いることが一般的です。 |
| （目的）第２条 自治区は、以下に掲げるような地域住民のふれあいを基礎とし、住民自治の本旨に則って明るく住みよい地域社会をつくることを目的とする。（１）地域住民、諸団体等の意見調整、連絡等に関すること。（２）地域住民の相互扶助及び福祉に関すること。（３）地域住民の生活環境整備及び生活安全に関すること。（４）地域のコミュニティ活動の振興に関すること。（５）集会施設の維持管理に関すること。（６）その他前各号に関連する事業。 |
| 【説明】①「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。②スポーツや芸術など特定の活動のみを目的とするような記載は、認められません。③この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。＜法：第260条の2第2項第1号、第3項第1号＞ |
| （運営の基本理念）第３条 自治区の運営は、地域住民の個性と自主性を尊重し、地域住民の総意を前提として民主的に運営されなければならない。 |
| 【説明】①この条文の記載は任意です。地方自治法上の定めはありません。 |
| （区域）第４条 自治区の区域は、○○町とする。 |
| 【説明】①「区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」とあることから、構成員のみならずその他の住民にとっても容易にその区域が認識できる必要があります。このため、町・字・地番により表示されることが望ましいです。河川や道路等による区域の表示（例：●●町●●のうち▲▲川の北の区域）も市内の他住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば可能です。②条文を「自治区の区域は、○○町の一部とし、別表１に定めるところによる。」とし、規約の末尾に別表を設けることも考えられます。③区域の設定方法として、構成員名簿に記載の地番を列記することが考えられますが、将来的に住居建築が可能な土地が明らかである場合などはその地番を含め、「●●番地●から●●番地まで、▲▲番地から▲▲番地まで」といった幅をもたせた表記とすることで、新たな地番を追加するための規約改正の手間を省くことができます。＜法：第260条の2第2項第2号、第3項第3号、第4項＞ |
| （主たる事務所）第５条 自治区の主たる事務所は、○○○区民会館におく。 |
| 【説明】①「主たる事務所」とは、1つの団体につき1箇所設ける事務所のことで、この所在地が団体の住所となります。「○○○区民会館」とすることが一般的ですが、「豊田市●●町●●番地●」と地番により定めることも考えられます。②集会施設等が存在しない場合は、「代表者の自宅におく」とすることも可能です。＜法：第260条の2第3項第4号、第15項＞ |
| 第2章　会　員（会員）第６条 自治区の会員（以下「区民」という。）は、第４条に定める区域に住所を有する個人とする。 |
| 【説明】①「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができる」ことを規約に定める必要があり、年齢・性別・国籍等の条件を会員の資格とすることはできません。また、構成員を「世帯」とすることも認められません。②区域内の法人や団体、区域外の者は構成員にはなれませんが、「本会の活動を賛助する法人、団体及び個人は、賛助会員となることができる」と規約に定めることは可能です。ただし、表決権等の団体の意思決定には関与できません。＜法：第260条の2第1項、第2項第3号、第3項第5号＞ |
| （入会）第７条 第４条に定める区域に住所を有する個人で自治区に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を区長に提出しなければならない。２ 自治区は、前項の入会申込みがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。 |
| 【説明】①新規の入会を希望する者の入会手続きを定めるものです。入会の手続きは、「別に定める入会申込書の提出」または「区長へ（口頭で）申出」が一般的です。②入会に際し、「正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない」ので、役員会の承認や総会の議決を得なければならないといった制約を課すようなことはできません。入会の申し込みを拒む「正当な理由」とは、その者の加入により、団体の目的や活動が著しく阻害されることが社会通念上明らかであると認められる場合等です。＜法：第260条の2第3項第5号、第7項＞ |
| （退会）第８条 区民が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。（１）第４条に定める区域内に住所を有しなくなった場合（２）本人より別に定める退会届が区長に提出された場合２ 区民が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。 |
| 【説明】①退会の手続きは、入会の手続きと同様に退会希望者の意思が自治区として確認できるものとする必要があります。②本人の退会の意思について制約を課すことはできません。③長期の区費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規定は、厳格な要件を定め慎重な手続きの元に行うような扱いとすることが必要と考えられます。＜法：第260条の2第3項第5号＞ |
| 第3章　組（組）第９条 自治区に組を設ける。２ 組の区域は、地理的及び社会的条件を考慮して定めるものとするが、概ね１５世帯程度を標準とする。 |
| 【説明】①この条文の記載は任意です。組については、地方自治法上の定めはありません。 |
| （組長）第10条 組に組長を置く。２ 組長の任期は、原則１年とし、組内の地域住民の持ち回りにより就任するものとする。３ 組長は、組内の地域住民の協力を得て次の事項を処理する。（１）地域住民の意見の取りまとめ及び自治区運営への参画（２）組内における行事の企画及び実施（３）地域住民の異動状況の把握及び連絡調整（４）区費等の徴収 |
| 【説明】①この条文の記載は任意です。組については、地方自治法上の定めはありません。 |
| 第4章　役　員（役員）第11条 自治区に次の役員を置く。 区 長 1名  副区長 ○名  会 計 ○名  評議員 ○名  監 事 ○名 |
| 【説明】①代表者（区長）1人を必ず選出する必要があります。②規約または総会の決議で、監事を1人または複数名置く必要があります。③代表者（区長）と監事以外の役員については、地方自治法上の定めはありません。④代表者（区長）以外の役員は、定数を運営細則で定めることも可能です。その場合は第２項を「前項の副区長、会計、評議員、監事の定数は、運営細則により別に定める。」と定めます。＜法：第260条の2第3項第6号、第260条の5、第260条の11＞ |
| （役員の選任）第12条 役員は、総会において、区民の中から選任する。２ 監事と区長、副区長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。 |
| 【説明】①役員の選任は、選挙・推薦・指名などの方法により総会において行うことが適当です。このほか、役員会で選出した後に総会で承認を得て選任することも考えられます。②監事が他の役員を兼職することは、区務の執行を監査する職務上避けるべきです。 |
| （役員の職務）第13条 区長は自治区を代表し、区務を総括する。２ 副区長は、区長を補佐し、区長に事故あるときは職務を代行する。３ 会計は、自治区の会計事務を掌理する。４ 評議員は、区務を審議する。５ 監事は、次に掲げる業務を行う。（１）本自治区の会計及び資産の状況を監査すること。（２）区長、副区長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。（３）会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。（４）前号の報告をするため必要があると認めたときは、総会の招集を請求すること。 |
| 【説明】①運営上の役員の職務を理解してもらうためにも、具体的な職務の内容を明らかにしておくことが適当です。②法律上団体の代表権は代表者（区長）1人に帰属しますので、区長が事故等により代表権を行使しえなくなったときに備えて、副区長が区長の職務を代行する旨を規定しておくことが望ましいです。③監事の職務については地方自治法に規定されているとおりに定める必要があります。＜法：第260条の6から第260条の8まで、第260条の12＞ |
| （任期）第14条 役員の任期は〇年とし、留任を妨げない。２ 役員が欠けた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。３ 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。 |
| 【説明】①役員の任期に法律上の制限はありません。②役員の解任の手続きを定める場合は、選任の手続きと同様の定め（総会での議決）をする必要があります。 |
| （相談役・顧問）第15条 前区長をもって区の相談役とし、相談役は区長の要請により、会議等に出席して意見を述べることができる。２ 役員会は、市議会議員・学識経験者等の内から区の顧問を委嘱し、必要に応じて意見を求めることができる。 |
| 【説明】①この条文の記載は任意です。地方自治法上の定めはありません。 |
| （部の設置等）第16条 区長は、第2条に定める事業を実施するため、次の部を置き、役員又は区民の中から部長を指名する。なお、必要に応じて組長等のなかから部員を選任することができる。（１）総務部 ・総会、評議員会、役員会等に係る準備、そのほか他の部に属しないことを担当する。 ・自治区関係書類等の整理保存、自治区財産・備品等の管理、自治区規約等の検討等に関することを行う。（２）広報部 ・自治区だよりや各種案内、通知等の編集発行を行う。（３）環境防災部 ・自治区内の防疫、清掃、ごみ減量、河川美化、道路愛護等の生活環境及び自主防災に関することを担当する。 ・部長は、市の環境委員を兼務する。 ・指定ゴミ袋の斡旋事務等を取扱う。（４）交通防犯部 ・交通安全、防犯思想の普及及び防犯灯に関することを担当する。 ・部長は市の交通安全委員を兼務する。（５）体育文化部 ・子ども会、高齢者クラブ、青年会、女性会等の連絡調整及びお祭り、盆おどり等ふれあい行事に関することを担当する。 ・自治区諸団体会議及び共済制度に関することを担当する。（６）福祉部 ・地域福祉思想の啓発、敬老会等に関することを担当する。 ・社会福祉協議会関係事務を担当する。 |
| 【説明】①部については、地方自治法上の定めはありません。「区長は、第２条に定める事業を実施するため、必要な部を置く。設置の必要な部は、細則により別に定める。」と定めることもできます。 |
| （役員等の手当）第17条 自治区は、役員等がその職務を遂行するうえで要する経費を支弁するため、手当を支給することができる。２ 前項の手当は運営細則で定め、予算の議決を受けなければならない。 |
| 【説明】①この条文の記載は任意です。地方自治法上の定めはありません。 |
| （自治区事務員）第18条 自治区には、事務員を置くことができる。２ 前項の事務員の任免、待遇等については役員会が運営細則で定める。 |
| 【説明】①この条文の記載は任意です。地方自治法上の定めはありません。 |
| 第5章　総　会（総会の種別）第19条 自治区の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。 |
| 【説明】①「認可地縁団体の代表者は少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければならない」とされ、また、「認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる」と規定されています。＜法：第260条の2第3項第7号、第260条の13、第260条の14＞ |
| （総会の構成）第20条 総会は、区民をもって構成する。 |
| 【説明】①法に「…毎年1回、構成員の通常総会を…」とあるように、会員が総会の構成員となります。＜法：第260条の13＞ |
| （総会の権能）第21条 総会は、この規約に定めるもののほか、自治区の運営に関する重要なことを議決する。 |
| 【説明】①総会は、認可地縁団体の最高意思決定機関として、規約において代表者や役員会に委任したもの以外のすべての事項について議決できることになります。なお、総会で議決すべき重要事項として、規約に定める役員の選任、規約の改正、解散、残余財産の処分のほか、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定、決算の承認などがあげられます。＜法：第260条の16＞ |
| （総会の開催）第22条 通常総会は、毎年3月に開催する。２ 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。（１）区長が必要と認めたとき。（２）総区民の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。（３）第13条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。 |
| 【説明】①通常総会は、少なくとも毎年1回は開催する必要があります。また、年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があります。このため、事業報告及び決算を作成し承認を得るための通常総会を年度終了後3か月以内に開催しなければならないことになります。「毎年●月」や「毎年度決算終了後●ヶ月以内」とする団体が多いです。②総構成員の5分の1以上から請求があれば、代表者（区長）は臨時総会を招集する必要があります。この「5分の1」の定数を規約において増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うことのないよう留意する必要があります。＜法：第260条の4、第260条の13、第260条の14＞ |
| （総会の招集）第23条 総会は、区長が招集する。２ 区長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。３ 総会を招集するときは、日時、場所、会議の目的たる事項及びその内容を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。 |
| 【説明】①総会の招集は、代表者（区長）が行うことになりますが、規約例第22条第2項第2号及び第3号による請求が有った場合も適切な期間内に招集する必要があります。②招集の方法は、少なくとも5日前までに会議の目的を示し、規約に定める方法により通知を行う必要があります。また、規約に定められている事項を除きあらかじめ通知を行った事項についてのみ議決ができることとされています。＜法：第260条の15、第260条の17＞ |
| （総会の議長）第24条 総会の議長は、その総会において、出席した区民の中から選出する。 |
| 【説明】①総会の議長は、必ず、出席した会員の中から選出する必要があります。「総会の議長は、区長がこれに当たる」と定めることも可能です。 |
| （総会の定足数）第25条　総会は、区民の半数以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、次条第2項各号に規定する議案を除く事項に関しては、世帯数の半数以上の出席があれば、開会することができる。 |
| 【説明】①総会の定足数については、最高意思決定機関としての位置付けから、会員（世帯数）の2分の1以上の出席とするのが適切と考えられます。 |
| （区民の表決権）第26条 区民は、総会において各々1箇の表決権を有する。２ 次の各号を除き、区民の表決権は、世帯で1箇とする。（１）規約の改正に関すること。（２）財産の処分に関すること。（３）解散に関すること。 |
| 【説明】①会員の表決権は、「認可地縁団体の各構成員の表決権は平等とする」との規定により、各会員の表決権は平等として各々1箇の表決権を有することになります。未成年者（18歳未満）の表決権の行使については、民法第5条の規定により法定代理人（通常は親権者）の同意を得て行われることになります。②通常の自治区においては、世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきました。そうしたことを勘案し、規約例第2項の規定（重要事項以外は世帯の表決権を1票とすること）を設けることは可能です。ただし、各個人の表決権を奪うことはできないため、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使するという意味合いになります。世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると団体内で認められる事項に限られます。したがって、規約改正・財産処分・解散の議決を世帯で1票とする運用は、適当とは考えられません。＜法：第260条の18＞ |
| （総会の書面表決等）第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない区民は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法により表決し、又は他の区民を代理人として表決を委任することができる。２ 前項の場合における第25条及び次項の規定の適用については、その区民は出席したものとみなす。３ 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。 |
| 【説明】①総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数がきわめて多数の場合等にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規定を置くことが適当です。②委任による表決権の代理行使において、法律上は必ずしも「委任状」の提出を必要としませんが、代理人を選任して代理権の存在を明確にしておくことが一般的です。③電磁的方法とは、電子メールや専用ウェブサイト、アプリケーション等を利用した表決などで、出力して書面にすることが可能なものである必要があります。④議決に要する会員数については、特に重要な事項として規約に定めている事項を除き、出席した会員の過半数をもって決するとするのが適切と考えられます。⑤「可否同数の場合は議長の決するところによる。」とは、議長は、会員としての固有の表決権を行使するほかに、議長としての表決権も行使することができるという意味です。＜法：第260条の18＞ |
| （総会の議事録）第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。（１）日時及び場所（２）区民の現在数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者を含む。）（３）開催目的、審議事項及び議決事項（４）議事の経過の概要及びその結果（５）議事録署名人の選任に関する事項２ 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名をしなければならない。 |
| 【説明】①会議が有効に成立し、議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。②議事録は、市へ提出する認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要な書類です。③議事録の「署名」について、「記名押印」とすることも可能です。 |
| 第6章　役　員　会（役員会の構成）第29条　役員会は、第11条に定める者をもって構成する。ただし、監事は表決権を有しないものとする。 |
| 【説明】①役員会について地方自治法上の規定はありませんが、総会をたびたび開催することは困難であるため、役員会を構成し、実務上の執行に関する事項等は役員会で決定することが適当です。②監事は、区務の執行を監査する職務上、役員会に出席したとしても表決権は有しないこととします。 |
| （役員会の権能）第30条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。（１）総会に付議すべき事項（２）総会の議決した事項の執行に関する事項（３）その他総会の議決を要しない区務の執行に関する事項 |
| 【説明】①地方自治法上に定めはありませんが、実務を行う役員会については記載するべきです。 |
| （役員会の招集等）第31条 役員会は、区長が必要と認めるとき招集する。２ 区長は、役員の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に役員会を招集しなければならない。３ 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。 |
| 【説明】①地方自治法上に定めはありませんが、実務を行う役員会については記載するべきです。 |
| （役員会の議長）第32条 役員会の議長は、区長がこれにあたる。 |
| 【説明】①地方自治法上に定めはありませんが、実務を行う役員会については記載するべきです。 |
| （役員会の定足数等）第33条 役員会には、第25条及び第27条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「区民」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。 |
| 【説明】①地方自治法上に定めはありませんが、実務を行う役員会については記載するべきです。 |
| （諸団体会議）第34条 自治区は、第2条の目的を達成するため、必要に応じて自治区内諸団体会議を開催する。２ 諸団体会議は、個人、グループ等を含め、その都度必要な出席範囲を区長が決めて招集する。３ 諸団体会議の議題は、すべての区民が提案できる。 |
| 【説明】①この条文の記載は任意です。地方自治法上に定めはありません。 |
| 第7章　財　務（区費）第35条 区民は、総会において別に定める区費を納入しなければならない。 |
| 【説明】①区費は、会員や団体運営にとって重要事項であるため、総会において別に細則等に定めることとするか、規約に金額を明記して定めることが望ましいです。 |
| （資産の構成）第36条 自治区の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。（１）別に定める財産目録記載の資産（２）区費（３）活動に伴う収入（４）資産から生じる果実（５）その他の収入 |
| 【説明】①法人格を取得する主な目的が不動産等資産の保有であることから、規約上にすべての資産の構成を明らかにする必要があります。保有する具体的な動産、不動産及び金融資産をすべて規約上に掲げることもできますが、規約例第1号のとおり「別に定める財産目録記載の資産」として定めておくほうが簡便であると考えられます。＜法：第260条の2第3項第8号、第260条の4＞ |
| （資産の管理）第37条 自治区の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。 |
| 【説明】①資産の管理は、役員会の定める方法により代表者（区長）が行うことが適当と考えられます。 |
| （資産の処分）第38条 自治区の資産で第36条第1号に掲げるもののうち不動産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において総区民の4分の3以上の議決を要する。 |
| 【説明】①不動産等の重要な固定資産の処分には総会の議決を要することとする必要があります。原則として総会員の4分の3以上の同意が必要です。 |
| （経費の支弁）第39条 自治区の経費は、資産をもって支弁する。 |
| 【説明】①経費の支弁（金銭の支払い）に関する出納その他会計事務は、役員として設けた会計が行うことが一般的です。 |
| （事業計画及び予算）第40条 自治区の事業計画及び予算は、区長が作成し、原則として毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。２ 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。 |
| 【説明】①認可地縁団体の重要事項として、事業計画及び予算は総会の議決を経るとともに、事業報告及び決算は総会の承認を受ける必要があります。②通常総会を会計年度終了後に行う自治区は、年度開始前に事業計画及び予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会開催までの間は予算がないことになるので、規約例第2項のように定めておくことが必要です。そうすることで、代表者（区長）の判断により収入支出が可能となります。 |
| （事業報告及び決算）第41条 自治区の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支決算書、財産目録等を作成し、監事による監査を受け、毎会計年度毎に総会の承認を受けなければならない。 |
| 【説明】①年度終了後に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算も併せて総会で承認を得る必要があります。＜法：第260条の4＞ |
| （会計年度）第42条 自治区の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、前条の規定にかかわらず、3月分の収支については見込決算を含めることができるものとし、この場合は翌年度の第1回役員会で承認を受けることとする。 |
| 【説明】①会計年度の定め方に制限はありません。「4月1日から翌年3月31日まで」とする団体が多いです。 |
| 第8章　規約の変更及び解散（規約の変更）第43条 この規約は、総会において総区民の4分の3以上の議決を得、かつ、豊田市長の認可を受けなければ変更することはできない。 |
| 【説明】①規約の変更は、原則として総会員の4分の3以上の同意を得る必要があります。「総会員の4分の3」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることは慎重であるべきです。②「規約の変更は、市町村長の認可を受けなければその効力を生じない」ため、総会での議決を得た後、市へ規約変更認可申請を行う必要があります。＜法：第260条の3＞ |
| （解散）第44条 自治区は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。２ 総会の議決に基づいて解散する場合は、総区民の4分の3以上の承諾を得なければならない。 |
| 【説明】①認可地縁団体が解散することとなる法律上の事由として、破産（法第260条の20第2号）、認可の取消（第3号）、総会の決議（第4号）及び構成員の欠乏（第5号）があります。②総会の決議による場合は、原則として総会員の4分の3以上の承諾が必要となります。「総会員の4分の3」の定数を変更することは可能ですが、少数会員の意思により解散することを可能とする規定は適当でないことに留意する必要があります。＜法：第260条の20、第260条の21＞ |
| （残余財産の処分）第45条 自治区の解散のときに有する残余財産は、総会において総区民の4分の3以上の議決を得て、本自治区と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。 |
| 【説明】①残余財産の処分は、「解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する」ため、帰属権利者を指定することが適当と考えられます。認可地縁団体の目的から、残余財産を営利法人へ寄付することは適当でないとともに、会員への分配（構成員全員を帰属者に指定）についても、その地域で従前より共同使用し、ものによっては何世代にもわたって受け継いだものを解散時の構成員だけで分配することは適当でないと考えられます。②当初から解散時の具体的な処分先を明らかにしておくことは困難であり、解散後に新たな認可地縁団体が生じることが考えられることから、「本自治区と類似の目的を有する団体」とすることが適当です。③残余財産の処分は、解散議決と同様に認可地縁団体の重要事項として、総会員の4分の3以上の議決を経ることとして規定しておくことが望ましいです。＜法：第260条の31＞ |
| 第9章　雑　則（備付け帳簿及び書類）第46条 自治区の主たる事務所には、次の帳簿及び書類を備え置かなければならない。（１）規約（２）構成員名簿、役員名簿（３）認可及び登記に関する書類（４）総会及び役員会の議事録（５）収支に関する帳簿及び証拠書類（６）財産目録その他資産の状況を示す書類（７）その他必要な帳簿及び書類 |
| 【説明】①事務所に財産目録及び構成員名簿を備え付けておく必要があります。規約、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿についても、会員として当然に知り得るものとして備え付けておくことが適当です。＜法：第260条の4＞ |
| （委任）第47条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て役員会が別に定める。 |
| 【説明】①規約の施行に関し必要な事項として細則等を定めることがありますが、これを定める者は役員会のほか、「区長が別に定める」と規定することもできます。②委任することについて総会の議決を経る必要がありますが、個別事項の委任ごとに議決を経る必要はありません。 |
| 別表１第４条に定める区域は以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **○○町** | **△△** | **全部** |
| **××** | **一部（■～■番地）** |

 |
| 【説明】①第4条で区域を「○○町の一部」とした場合は、必ずこの別表が必要です。 |
| 附 則この規約は、 年 月 日から施行する。 |
| 【説明】①認可地縁団体を設立しようとする総会を経て、市長の認可を受けてから、規約ははじめて効力が発生します。そのため、施行日は市長の認可日以降となります。 |

|  |
| --- |
| **その他法改正等のポイント** |
| 令和３年９月１日から、規約に定めることにより、総会に出席しない区民の書面による表決に代えて、電磁的方法（パソコンや携帯電話等のデジタル機器を使用する方法）による表決も可能になりました。 |
| 令和４年８月２０日から、認可地縁団体の総会は、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができるものとされました。また、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなし、総会の決議と同一の効果を有するものとされました。ただし、「構成員全員の承諾」であるため、個人単位で全員の承諾を得ることが必要です。 |

豊田市地域支援課　令和５年１２月作成